

平成24年第1回定例会会議録（第8号）

平成24年3月23日

○出席議員（23名）

1番	森	大輔	君	2番	三重	忠昭	君
3番	手束	貴裕	君	4番	野上	泰生	君
5番	森山	義治	君	6番	穴井	宏二	君
7番	加藤	信康	君	8番	荒金	卓雄	君
9番	松川	章三	君	10番	市原	隆生	君
11番	国実	久夫	君	12番	猿渡	久子	君
13番	吉富	英三郎	君	14番	黒木	愛一郎	君
15番	平野	文活	君	16番	松川	峰生	君
17番	野口	哲男	君	18番	堀本	博行	君
20番	永井	正	君	22番	江藤	勝彦	君
23番	河野	数則	君	24番	泉	武弘	君
25番	首藤	正	君				

○欠席議員（2名）

19番	山本	一成	君	21番	三ヶ尻	正友	君
-----	----	----	---	-----	-----	----	---

○説明のための出席者

市長	浜田	博	君	副市長	友永	哲男	君
副市長	阿南	俊晴	君	教育長	寺岡	悌二	君
水道企業管理者	亀山	勇	君	総務部長	釜堀	秀樹	君
企画部長	大野	光章	君	建設部長	糸永	好弘	君
ONSENツーリズム部長	亀井	京子	君	生活環境部長	永井	正之	君
福祉保健部長 兼福祉事務所長	藤内	宣幸	君	消防長	渡邊	正信	君
教育次長 兼教育総務課長	豊永	健司	君	水道局次長 兼工務課長	稗田	雅範	君
政策推進課長	稲尾	隆	君				

○議会事務局出席者

局長	加藤陽三	参事兼調査係長	宮森久住
次長兼庶務係長	小野大介	次長兼議事係長	浜崎憲幸
主査	溝部進一	主査	中村賢一郎
主任	甲斐俊平	主任	波多野博
主事	松川昌代	主事	山本佳代子
速記者	桐生正子		

○議事日程表（第8号）

平成24年3月23日（金曜日）午前10時開議

- 第1 上程中の全議案に対する各委員長報告、討論、表決
- 第2 所管事務調査の件
- 第3 議第46号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 第4 報告第1号 市長専決処分について
- 第5 委員会提出議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第6 議員提出議案第1号 障害者総合福祉法の制定を求める意見書
議員提出議案第2号 介護保険制度の抜本的改革を求める意見書
議員提出議案第3号 若者雇用をめぐるミスマッチ解消を求める意見書
議員提出議案第4号 父子家庭支援策の拡充を求める意見書
議員提出議案第5号 「協同労働の協同組合法」の速やかな制定を求める意見書
議員提出議案第6号 消費税の増税中止を求める意見書
- 第7 議員派遣の件
- 第8 議会運営委員会委員の選任について

○本日の会議に付した事件

日程第1～日程第8（議事日程に同じ）

午前10時00分 開会

○議長（松川峰生君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第8号により行います。

日程第1により、上程中の全議案に対する各常任委員会の審査の経過と結果について、各委員長から順次報告を願います。

（総務文教委員会委員長・河野数則 君登壇）

○総務文教委員会委員長（河野数則 君） 総務文教委員会は、去る3月12日の本会議において付託を受けました、議第12号平成24年度別府市一般会計予算関係部分外12件について、3月16日に委員会を開会し、審査を行いましたので、その審査の経過と結果について御報告をいたします。

初めに、平成24年度一般会計予算及び各特別会計予算関係部分についてであります。主に新規及び重要事業を中心に関係各課等より説明を受けました。

まず、総務部関係部分については、委員から、南部振興開発ビル 管理業務について、使用料に比べ委託料が高額ではないかとの意見や、管理業者の選定について確認がありました。

当局から、委託料は保守点検費や工事費等、包括的に予算を計上していることや、管理業務は、大分県住宅供給公社と随意契約することの経緯等について説明がありました。

また、今後、管理する中で委託のあり方も含めて整理し、運営していきたいとの答弁がありました。

次に、新規事業の公共施設マネジメントに要する経費については、市有施設の老朽化により、修繕費等の増加が懸念され、限られた予算の中で市民ニーズに応じた施設管理を進めていかなければならない。基礎となる公共施設のデータに基づき、施設のあり方を見直し、中長期的かつ財政的な視点で施設整備計画及び更新計画を策定していく必要があると考えられ、今後の施設マネジメントの基礎データになる施設白書の作成に取り組んでいきたいとの当局説明を了とした次第であります。

その他、職員人件費並びに国民健康保険及び後期高齢者医療事業等について、当局から説明を受け、これを了といたしました。

次に、企画部関係部分については、委員から、協働事業推進に要する経費について、温泉地球博物館構想、ジオパーク構想等、本市が観光立市として生き残るため、その調査研究をしていく予算としては不十分ではないかとの意見がありました。

これに対し当局から、協働事業推進については、別府市総合計画の取り組み目標として上げられており、温泉地球博物館構想については、次年度以降いろいろな事業費が想定される。試行錯誤しながら今後、具体的な予算を組んでいきたいとの説明がありました。

その他、広域市町村圏事務組合に関する負担金や事業精算金収入について、男女共同参画センター施設整備事業について、さらに防災関連予算等について、委員から意見や要望等あり、それぞれ当局の説明を了とした次第であります。

続きまして、教育委員会関係部分については、委員から、中央公民館・市民会館の耐震補強について事業の確認等がありました。また、今後の改修等について、文化財は手を加えないで本来の姿のまま保存することが大原則であり、改修については建設当時の工法により、訪れる方が文化財的な価値を感じられるよう、十分配慮すべきであるとの意見がありました。

次に、鬼ノ岩屋古墳の整備については、用地購入の経緯や、土地鑑定評価による購入金額の決定について、委員より確認、要望がありました。

これに対し当局から詳細な説明があり、これを了とした次第であります。

その他、総務文教委員会関係部分については、当局説明を適切妥当と認めましたが、最

最終的に、採決に当たり、議第12号平成24年度別府市一般会計予算の課税課、保険年金課及び政策推進課関係部分について、並びに議第13号平成24年度別府市国民健康保険事業特別会計予算、及び議第19号平成24年度別府市後期高齢者医療特別会計予算について、一部委員より反対の意思表示がなされ、採決の結果、それぞれ賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

その他、議第14号から議第18号までの平成24年度各特別会計予算関係部分5件については、当局説明を適切妥当と認め、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、条例の一部改正議案5件についてであります。議第21号別府市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議第24号別府市立学校通学区域審議会条例の一部改正について、議第25号別府市公民館条例の一部改正について、及び議第26号別府市立図書館設置及び管理に関する条例の一部改正については、それぞれ当局説明を適切妥当と認め、以上、条例の一部改正議案4件については、それぞれ採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

その他、議第28号別府市国民健康保険税条例の一部改正については、一部委員より反対の意思表示がなされ、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案13件に対する審査の経過と結果についての御報告といたします。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)

(観光経済委員会委員長・首藤 正君登壇)

○観光経済委員会委員長(首藤 正君) 観光経済委員会は、去る3月12日の本会議において付託を受けました、議第12号平成24年度別府市一般会計予算関係部分外2件について、3月16日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について、御報告を申し上げます。

初めに、議第12号平成24年度別府市一般会計予算関係部分についてであります。

まず、温泉課関係部分では、温泉維持補修に要する経費について、以前から懸案事項となっていた柴石温泉付近のがけの擁壁工事の関連経費を計上しようとするもの、また、温泉総合整備に要する経費については、温泉管台帳システムの作成、及び温泉中央監視装置の更新を行うため、関連経費を計上しようとするもの等の当局説明を適切妥当と認め、これを了といたしました。

続いて、文化国際課関係部分では、国際交流に要する経費について、外国人による日本語弁論大会の開催に伴う関連経費を計上しようとするもの等の当局説明を適切妥当と認め、これを了としたところであります。

次に、商工課関係部分では、労働者福祉センターに要する経費について、体育室の照明器具を改修するため、関連経費を計上しようとするもの、また、商店街活性化に要する経費については、新規事業として、専門家をアドバイザーとして商店街に派遣し、研修を行うための補助金を計上しようとするもの等の説明がなされました。

委員から、商工振興のための補助金のあり方についての意見・要望等がなされ、これに対し当局から、今後、補助金のあり方を含め全体的な見直しを行う等の答弁がなされました。

次に、農林水産課、農業委員会事務局関係部分では、有害鳥獣の被害対策のため、緊急雇用創出事業交付金を活用した鳥獣被害対策指導事業など、関連経費を計上しようとするもの等の当局説明を適切妥当と認め、これらを了といたしました。

最後に、観光まちづくり課関係部分では、大手旅行雑誌やインターネットサイトを活用

した幅広い客層に対する広告事業の展開、また、国際クルーズ船の寄港数の大幅な増加に対応し、受け入れ体制の充実を図るため、関連経費を計上しようとするもの等の説明がなされました。

委員から、観光宣伝費などは、過年度実績及び費用対効果等を検証した上で予算計上しているかとの質疑がなされ、当局から、効果的な事業展開を実現する十分な検証には至っていないとの答弁がなされたのに対し、委員から、特に補助金については、予算を従前どおり計上するのではなく、事業実績報告等に基づき、その効果及び当該団体の収支等、財務状況の検証を十分に行い、補助の縮小、廃止を検討した上で、今後は予算計上をするべきとの意見・要望等がなされ、当局から、今後、予算計上及び補助金のあり方について十分な検証を行い、抜本的な見直しを含めた予算執行に努めたい等の答弁がなされました。

また、留学生や大学生を中心にした次世代を担う若者の提言等を受け入れる体制を構築し、まちづくり、観光宣伝等に活用するべきとの要望もなされました。

最終的に、議第12号平成24年度別府市一般会計予算関係部分については、観光まちづくり課関係議案について、一部委員から反対の意思表示がなされ、採決の結果、可否同数となったため、委員会条例第16条第1項の規定に基づき、委員長において可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、議第14号平成24年度別府市競輪事業特別会計予算関係部分については、競輪事業基金からの繰り入れを財源に施設改修関連経費を計上しており、第2駐車場の路面改修のほか、老朽化が進んでいる競輪選手用宿舍の窓枠等の改修を行おうとするもの、また、一般会計繰出金2億円を計上しようとするもの等の説明がなされました。

委員から、周辺対策及び集客のための取り組みについての意見・要望等がなされましたが、最終的に採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第17号平成24年度別府市地方卸売市場事業特別会計予算関係部分については、水産棟西側に設置されている井戸水の揚水ポンプ及び貯水槽の改修工事関連経費を計上しようとするもの等の当局の説明に対し、委員から、施設の老朽化に伴い多額の改修費用が必要となるため、早急に民営化を含めた今後の卸売市場のあり方を検討する必要がある等の意見がなされましたが、最終的に採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の経過と結果の報告を終わります。

何とぞ議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

(厚生消防委員会委員長・松川章三君登壇)

○厚生消防委員会委員長(松川章三君) 去る3月12日の本会議において、厚生消防委員会に付託を受けました、議第12号平成24年度別府市一般会計予算関係部分外20件につきまして、3月16日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、この経過と結果について報告いたします。

初めに、議第12号平成24年度別府市一般会計予算関係部分についてであります。重点事項を中心に説明を受け、消防本部関係部分についてであります。歳出では、施設維持管理に要する経費として、消防本部庁舎の改修や消防団格納庫の新設工事、消防装備に要する経費として、本署・出張所・消防団の消防ポンプ自動車等6台、防火衣・ホース・その他資機材の購入、消防水利整備に要する経費として、震度7に耐える40トン貯蔵可能な耐震性貯水槽の設置、消防団施設耐震化に要する経費として、消防団格納庫の耐震診断に要する経費であるとの説明があり、また関連して歳入を計上との説明を受けました。

委員より、購入車両の特徴について質問がなされ、狭小道路進入の配慮や泡の使用により少量の水で消火可能な機能を備えているとの説明がありました。その他消防団施設の改

修について要望がなされ、これを了といたしました。

続きまして、健康づくり推進課関係部分であります。歳入では補助金等を計上、歳出では、予防接種、妊婦健診、各種がん検診等について助成を行う経費、また健康保持・増進及び保健の向上を図るために各種健康教室や健康相談・訪問指導等を実施するための経費を計上、また中心市街地の活性化を図るため、健康教室をプラットホームで行うとの説明がありました。

委員より、各種教室の充実や各種ワクチンの副作用等の情報の周知徹底について意見がなされ、当局説明を受け、これを了とした次第であります。

次に、社会福祉課関係部分についてであります。当局より、生活保護扶助に要する経費や社会福祉協議会等への補助金について説明があり、委員より、保護世帯や人員が増加する中、稼働年齢層の就労支援等、きめ細やかな対応をするため、ケースワーカーの増員を行うよう、また、医療費では、医療機関受診や薬の使用実態等について、チェック機能の強化を行うよう意見がなされ、当局より、人員増を関係各課に働きかけるなどにより組織の強化を図り、生活保護制度の適正な運用に努めたいとの答弁があり、これを了といたしました。

続きまして、児童家庭課関係部分では、保育所の耐震化工事等への助成、子ども手当に要する経費等、また、新規事業として、未就学児がおり、引きこもりがちな子育て家庭に対し、訪問による相談や育児等の支援を行う「ホームスタート事業」について説明がありました。

委員より、この新規事業について、児童虐待防止につながることから、支援者の確保の観点から処遇を充実させることはできないか、事業を次年度以降も継続できないかとの質疑がなされ、当局より、支援者はボランティア的な趣旨であるため、交通費のみの支給となるが、次年度以降も事業は継続していく。児童虐待防止については、別の形での支援も検討していきたいとの答弁がありました。

次に、環境課関係部分では、清掃車両の老朽化による購入について、新たにリースを行うための経費を計上、し尿収集運搬に要する経費では、業務委託料や委託に伴う法規制により委託業者が手数料を徴収できなくなり、口座振替等に移行するため、システムの構築や人員配置に要する経費を計上する旨の当局説明がありました。

委員より、手数料の口座振替手続について、対象者に高齢者が多数いるため、周知を徹底するよう意見がなされ、当局より、新たに配置する非常勤職員で説明に伺うなど、きめ細やかな対応を行いたいとの答弁があり、これを了とした次第でございます。

その他、障害福祉課関係部分では、各給付費の大幅な伸びが見込まれ増額となるとの説明、また、高齢者福祉課、市民課、人権同和教育啓発課関係部分についても、当局の詳細なる説明を受け、採決の結果、児童家庭課及び人権同和教育啓発課関係部分について、一部委員より反対である旨の意思表示がなされましたが、最終的に議第12号平成24年度別府市一般会計予算関係部分については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議第18号平成24年度別府市介護保険事業特別会計予算、及び議第29号別府市介護保険条例の一部改正についてであります。当局より、介護保険法の規定に基づき3年ごとに行う保険料の改定に当たり、サービス利用者の増加に伴い給付費が大幅に増加、現状の保険料では賄い切れなくなったため、値上げを行うための条例改正を行い、また、このことを踏まえ特別会計の歳入歳出を計上したとの説明がありました。

委員より、低所得者への負担軽減策は評価できるが、1号被保険者負担割合の見直しや負担額の段階のさらなる細分化等、保険料値上げの抑制のため十分に配慮すべきだとの指摘があり、当局より、今後の動向を注視、また予防事業を充実させ、給付費や保険料増加

の抑制を図りたいとの答弁がありました。それぞれ一部委員より反対である旨の意思表示がなされましたが、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第30号別府市印鑑条例の一部改正について、及び議第33号大分市と別府市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議についてから、議第43号別府市と豊後大野市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議についてまでの11件、並びに議第44号・45号事務の委託の協議については、外国人についても、住民基本台帳法に基づく住民票の作成を行う。これに伴い、10市2町で行っている、「おおいた広域窓口サービス」により、外国人の住民票・印鑑登録証明書も発行可能にする。また、この窓口サービスに、臼杵市、津久見市が参加するものであるとの当局説明があり、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第22号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、及び議第23号別府市手数料条例の一部改正について、並びに議第27号別府市保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議第31号別府市墓地、埋葬等に関する法律施行条例の一部改正について、以上4件は、いずれも当局説明を適切妥当と認め、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)

(建設水道委員会委員長・穴井宏二君登壇)

○建設水道委員会委員長(穴井宏二君) 建設水道委員会は、去る3月12日の本会議において付託を受けました、議第12号平成24年度別府市一般会計予算関係部分外3件について、3月16日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

初めに、議第12号平成24年度別府市一般会計予算関係部分について、当局に対し、主要事業及び新規事業を中心に説明を求めました。

まず、都市政策課関係部分では、亀川地区における都市再生整備計画策定のための事前評価実施及び事業継続中の地籍調査等について、当局説明がなされました。

委員より、地籍調査の進捗状況について質疑があり、当局から、現在行っている山間部の調査の予定などについて答弁がなされた次第であります。

次に、道路河川課関係部分では、当局より、地方道路整備について、鉄道南北1号線整備に伴う測量設計を実施する新規事業のほか、市内の街路灯及び防犯灯のLED化工事の実施、また、別府市橋梁長寿命化修繕計画に基づき実施する橋梁整備工事等について説明がなされました。

これに対し委員より、街路灯のLED化工事の計画についての確認がなされたほか、別の委員から、景気対策で道路整備を積極的に行うのであれば、シニアカーや車いすを利用する高齢者が安心して通行できる市道にしてもらいたいとの要望がなされました。

次に、公園緑地課関係部分では、実相寺中央公園整備に関連し、散策の森駐車場の整備及びパークゴルフ場については、2カ年事業で整備を行う予定との当局説明がなされました。

委員より、実相寺中央公園の整備について、パークゴルフ場の整備及びその後の整備計画について質疑があり、当局から、東日本大震災の影響により、国の予算措置が変更されたこと等により計画の変更が生じたが、パークゴルフ場の整備が終了した後は、懸案となっている野球場の2期工事に着手できるよう、国や県と早い時期から協議を進めていきたい

との答弁がなされました。

また、別の委員から、別府公園東側駐車場の料金徴収について、効率的な管理運営を求める意見がなされました。

次に、建築住宅課関係部分では、竹の内住宅C棟の合併処理設備が老朽化したことに伴い、新規事業として、3カ年計画で公共下水道に接続するための工事のほか、市営住宅の計画的な改修工事を行うための予算を計上するものとの説明がなされた次第であります。

次に、建築指導課関係部分では、住宅等耐震診断・耐震改修などについての説明がなされたのに対し、委員から、東日本大震災の発生により、耐震診断による住宅の耐震改修補助件数に影響が生じたかについての質疑がなされました。

これに対し当局より、例年耐震改修の予算は、年間6件としていたが、23年度は12件の申請があり、補正予算で対応した経緯があることから、今年度も件数を多めに見て予算計上しているとの答弁がなされました。

このほか、下水道課関係部分は、公共下水道事業特別会計に繰り出す繰出金についての説明がなされましたが、最終的に議第12号関係部分については、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

続きまして、議第16号平成24年度別府市公共下水道事業特別会計予算関係部分についてであります。

当局より、23年度から2カ年にわたり実施している中央監視制御設備更新工事、及び新規事業として、中央浄化センター消化タンク建設事業のほか、施設の長寿命化対策工事を実施、また、中央浄化センター及び各中継ポンプ場の耐震診断を実施するための予算計上をする旨の説明等を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

次に、議第20号平成24年度別府市水道事業会計予算では、安定給水確保のため、実相寺高区配水池送水管布設替工事を中心とする施設拡張改良事業、また、配水管を延長するための布設計画、並びに耐震化事業として、西野口ポンプ室耐震補強工事などの経費を計上するものとの説明がなされました。

委員より、耐震化事業などに関連し、災害等が発生したときに瞬時に対応できる配水管等のデータベース化がされているのかとの質疑に対し、当局より、前年度までのデータはすべて電子化しており、水道局庁舎及び朝見浄水場の2カ所で利用できるようバックアップ態勢も整えているとの当局説明を了とし、議第20号については、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

最後に、議第32号別府市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

当局より、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により公営住宅法の一部が改正され、入居者資格が改められたことに伴い、条例を改正しようとするものとの説明を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決した次第であります。

以上が、当委員会に付託を受けました議案の審査とその結果についての報告であります。

何とぞ議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○議長(松川峰生君) 以上で各委員長の報告は終わりました。

少数意見者の報告はありませんので、これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

(12番・猿渡久子君登壇)

○12番(猿渡久子君) 日本共産党議員団を代表し、議第12号、13号、18号、19号、28号、29号に反対の立場から討論を行います。

まず、市民生活に一番影響が大きく関心が高い問題である介護保険料の大幅値上げを行

う議第29号別府市介護保険条例の一部改正についてと、議第18号平成24年度介護保険事業特別会計予算に反対です。

この条例改正案は、介護保険料を平均43%も値上げし、基準額の方で年間6万6,800円、月5,567円にしようとするものです。これまでの月3,950円から1,617円の値上げ、年間1万9,400円もの負担増です。別府市の介護保険料は、報道された全国52市区の平均月5,263円よりも300円以上高い金額で、大変な負担になります。今でも「介護保険料が高くて大変」という声が切実で、4割から6割もの大幅値上げは「死活問題だ」と悲鳴が上がっています。介護保険料の値上げは、65歳以上の全員3万4,000人以上の方、別府市民の28.4%余りの方が、1人ずつの負担がふえるという非常に大きな問題です。ほとんどの方が年金天引きで有無を言わず引かれます。この重要な問題に、本会議でも厚生消防委員会でも我々日本共産党議員以外に質問や意見はなく、議会としてもっと慎重な審議が必要だったと考えます。

私たち日本共産党市議団は、一貫して、介護保険料の負担を軽くするため一般会計からの繰り入れや多段階にするなどの努力をすべきと主張してきました。国や県への働きかけも行ってきました。この議会の総務文教委員会では、日本共産党の平野文活議員団長が「広寿苑事業精算収入1億9,414万2,000円を介護保険料の値上げ幅を抑えるために活用すべきだ」と提起しました。別杵速見広域圏事務組合が運営していた広寿苑を民営化することにともない平成24年度別府市一般会計予算に雑入として繰り入れるというものです。この2億円近いお金は、介護保険制度が始まってから広寿苑の基金として積み立てられてきたもので、純粋に介護保険のお金であり、一般会計として使うべきものではなく、介護保険のために使うべきお金だ、と主張しました。試算では、この2億円弱を介護保険料の値上げ幅抑制のために活用をすれば、条例改正案よりも基準額で年間2,100円、月額175円安くすることができるのです。しかし、この提案を反映させることができず、大変悔しく残念です。

このように、あらゆる角度から65歳以上の第1号被保険者の皆さんの負担を抑えるよう提起し、努力したにもかかわらず、平均43%もの値上げを行うという議案と、その予算に反対です。このままでは、今後さらなる大幅値上げが予想され、国の負担を抜本的にふやすことがどうしても必要だと考えます。

二つ目は、国民健康保険税の問題です。議第28号国民健康保険税条例の一部改正についてと議第13号平成24年度国民健康保険事業特別会計予算について反対です。

この条例改正案は、所得が高い国保加入世帯の2%約500世帯の国保税を最高73万円まで値上げし、その分の約2,000万円で一番負担が重い世帯の国保税を引き下げようというものです。引き下げになるのは、国保加入世帯の約30%6,500世帯ほどで、平均年間3,000円の引き下げになります。負担が重い世帯の国保税引き下げは、我々日本共産党議員団が一貫して求めてきたものであり、担当課の努力は評価するものです。しかし、これはあくまでも国保の特別会計の中でのやりくりで、一般会計からの繰り入れはふやさないというものです。浜田市長は、選挙前に「一般会計からの繰り入れを検討し国保税の負担を軽く」と公約しましたが、この提案では公約実現とはなりません。選挙公約は、市民との約束であり責任があります。国保税が高過ぎて払えず滞納している世帯は加入世帯の20%を超え、1年間の通常の保険証をもらえない世帯が約15%という状況です。このような事態は異常だと言わざるを得ません。この市民の窮状を、少しでも早く打開しなければなりません。この改定で引き下げられても、所得200万の2人世帯の国保税は32万7,200円、所得300万1円の4人世帯では53万4,100円の国保税です。選挙後1年に当たるこの時期に、市長は選挙公約を実現に移すべきであり、日本共産党議員団として、今回の提案は不十分だと考え、反対です。

三つ目に、議第19号後期高齢者医療特別会計予算に反対です。

75歳以上の後期高齢者医療の保険料を値上げする予算です。均等割額はこれまでの4万7,100円から4万8,500円に1,400円のアップ、所得割の率は8.78%から9.52%に、0.74ポイントアップ、賦課限度額は50万円から55万円に上がるというもので、介護保険料の値上げに加え、年金額は0.3%削減される中で、高齢者にとって大変なダブルパンチです。

最後に、議第12号平成24年度一般会計予算についてです。

一般会計予算には、評価できる点も多々あります。学校の補助教員を22名ふやす学校いきいきプランや、消防車の購入など消防力の強化を行う予算、ヒブワクチンなどの予防接種や妊婦健診の継続、道路の整備や改修などの予算などなどは評価するものです。しかしながら、以下の点で問題があり、賛成できません。

まず、増税になる予算だという点です。市民総所得は23年度より約8億4,200万円減っているのに、市民税は約1億4,700万円もふえている予算となっています。年少扶養控除の廃止で33万円の控除がなくなることによって、16歳未満の子どもを持つ約9,900人が増税となります。また、特定扶養控除の縮減で12万円の控除がなくなり、16歳以上19歳未満の親である約2,100人の人が増税となります。この合計で2億1,000万以上の増税になるのです。

次に、子どものための手当が23年度に比べて1億6,000万近いマイナスです。1万3,000人余りの子ども1人当たり、約1万2,000円の減額です。民主党は、1人2万6,000円の子ども手当と公約したことは忘れたのでしょうか。ほかにも公約違反のオンパレードです。

市民の生活はますます大変になり、2割もの中学生が就学援助を受けるほど子育て世帯の貧困化が進む中で、子ども手当の削減や増税に反対です。

次に、広域行政の負担金約9億3,200万円に反対です。

新しいごみ焼却場の建てかえに伴う入札では12億円も高い企業を選定しましたが、この建設事業費の負担を含むもので反対します。別府市にとって重すぎる負担です。

こうした問題点のほかにも、民主党政権が廃止を公約しながら実施されない国直轄事業の地元負担金や、地元経済に貢献しないばかりか、維持管理費の負担増が予想される海岸整備事業、不公正が温存されたままの同和団体補助金など同和行政関係予算には賛成できません。また、住宅リフォーム助成制度の予算をこの予算に盛りこむべきだったと考えます。

議員の皆さんの御賛同を心よりお願い申し上げます、討論を終わります。(拍手)

(24番・泉 武弘君登壇)

- 24番(泉 武弘君) 私は、平成24年度職員厚生会負担金関係部分、議第12号別府市一般会計予算、議第13号別府市国民健康保険事業特別会計予算、議第14号別府市競輪事業特別会計予算、議第16号別府市公共下水道事業特別会計予算、議第17号別府市地方卸売市場事業特別会計予算、議第18号別府市介護保険事業特別会計予算、以上6会計1,045万5,000円、議第20号別府市水道事業会計予算100万9,000円、議第28号別府市国民健康保険税条例の一部改正、議第29号別府市介護保険条例の一部改正について、反対の討論をします。

別府市は、平成27年までに基金38億円を取り崩しながら財政運営をする、中期財政計画を示しています。今後、公共施設の維持・修繕費などに80億円を超える一般財源が必要なこともわかりました。基金の取り崩しを続けながら財政運営をする一方、職員の間ドック、各種スポーツ大会の出場補助金、ボランティア活動などに補助金を出すことは、市民感情や厳しい財政状況から見ても許されないことです。

皆さん、御存じですか。青山高校が、甲子園出場前の親善試合を市民球場で行いました。青山高校は、大分県の代表で、しかも別府市の宣伝に多大な貢献が期待されています。ところが、宿泊を伴う親善試合なのに、球場使用料は減免もしないまま5万円余りを徴収いたしています。一方、22年度には職員のスポーツ大会出場に51万5,354円の補助金が支出されています。市民には、道路里親制度のようにボランティア活動を求めながら、職員のボランティアには、22年度11万3,000円の手当が支給されています。

市長は、常に「市民目線の政治」と言いながら、実態は公務員優遇なのです。基金取り崩しをしなければ財政運営が困難な状況なのに、なぜ職員厚生会に負担をし続け、職員だけこんなに優遇されるのですか。即刻、このような負担は廃止すべきです。

ところで、議員の皆さん、皆さんは、平成24年度厚生会の予算書を見たことがありますでしょうか。委員会は、予算書を見てから議決をしたのでしょうか。それとも、最初から賛成ありきで、予算書は関係ないのでしょうか。私は、議会が始まる前から、厚生会の予算書の提出を求め続けてきたのですが、今日に至るまで予算書の提出はありません。議会は、全員が賛成し、行財政改革について議決をしています。この決議で、議会は、厚生会への負担金廃止を求めています。皆さんは、議会決議の重さや内容から見て、予算書も見ずに議決することに責任が持てますか。議会の行政監視機能から見ても、このような予算は認めてはならないと確信しています。職員優遇の象徴、職員厚生会の負担金は、即刻廃止すべきです。

次に、観光費4億5,432万9,000円のうち、観光協会補助金2,510万円、別府市民の船事業費負担金229万5,000円に反対します。

この予算に反対する理由は、これまで事業の費用対効果が検証されていない問題があります。予算の編成においては、過年度予算執行の問題点や事業効果を分析し、それを新年度予算に反映し、どのような効果を求めるのか明確にしなければなりません。ところが、別府市の予算編成では、観光費だけにとどまらず、大部分の予算で具体的な検証が行われないうまま、過年度予算を踏襲した予算編成が行われています。その象徴が、観光協会に対する補助金です。観光協会補助金は、浜田市長が就任した平成15年の2,000万から2,510万円へと増額しています。いみじくもこの議会で当局が答弁したように、これまで補助金については、十分な検証をしないまま過年度予算の大部分を踏襲しているのです。言うまでもなく予算編成は、合理的な基準で計上しなければなりません。新年度の観光費は、どのような合理的な基準に基づいて積算し、計上されたのでしょうか。浜田市長の観光費の予算査定がいかによろしくないものか、見てとれます。

一方2,500万円の高額な補助金の交付を受ける観光協会の会員の会費収入は、わずかに1,100万円しかありません。観光協会収入の大部分は、別府市からの補助金収入と事業委託収入が占めています。観光都市を標榜しながら、市からの補助金に頼った協会運営をしていること自体が理解できないことなのです。この機会に、観光協会や各種団体との関係を見直し、観光宣伝や観光施策の抜本的な見直しをしなければなりません。

次に、市民の船事業費負担金229万5,000円に反対をします。

この事業は、市民1人当たり1万4,000円の補助金を出し、市民交流の名のもとに旅行する事業です。なぜ、旅行費用まで補助して交流事業をする必要があるのでしょうか。一体、交流事業にどのような効果があったのでしょうか。市民に抽選で1人当たり1万4,000円を支給してまでもする必要がある事業でしょうか。このような補助金旅行が、行政の事業としてなじまないことは明白です。即刻廃止すべきです。

別府市国民健康保険税条例の一部改正、介護保険条例の一部改正、これに伴う予算に反対をします。

御存じのように、国民健康保険事業と介護保険事業は、特別会計として運営されていま

す。特別会計は、特定の事業収入をもって支出に充てることを原則としています。しかし、特別会計の現状を見れば、特定の事業収入で支出を賄うことができないため、一般会計からの繰り入れによって運営されています。私は、特別会計の原則に従って利用者が負担することを、否定しているものではありません。しかし、平成22年度の決算では、国民健康保険事業特別会計の収入未済額に占める現年度分は4億1,137万2,704円、滞納繰越分14億1,690万9,886円。合わせると収入未済額は、18億2,828万2,590円となっています。滞納理由は、長引く不況などの問題があることは否定できませんが、滞納によって国民健康保険事業特別会計の運営ができなくなっていることも事実です。国保税を改定することは、負担公平の原則から許されないことだと私は理解をしています。

また、市長の選挙公約、国民健康保険事業への繰り入れをして負担軽減を進めることも早急に実施する必要がありますが、滞納整理も同時に行わなければなりません。介護保険事業は、高齢者の増加や介護を必要とする高齢者の増加によって、改定することも理解できます。しかし、介護予防に対する市の取り組みは不十分です。このような介護予防の取り組みでは、今後ますます介護を必要とする高齢者は増加します。介護予防に積極的に取り組み、その結果から、どうしても改定しなくてはいなければ改定すべきだと思っています。新年度予算を見ても、介護予防に対する予算は、過年度とほとんど変わりません。改定しても、介護事業の好転は期待できません。むしろ介護予防を充実させることこそ、今求められていると確信をしています。

新年度予算全般に、費用対効果や予算執行に対する検証や問題点の把握が、十分できていません。市財政は、公共施設の維持・補修費や災害対策費の増加でさらに厳しくなってきます。新たな財源確保は、人件費の削減以外に確実に実行可能な方法は見当たりません。これに対し市長は、「改革は、人減らしありきではない」と名言を吐きましたが、人件費の削減以外に財源確保にどのような方法があるのでしょうか。それとも、市長は、財政の健全化には目をつむるのでしょうか。観光予算に見られるように、親方日の丸的な考えは通用しないのです。

別府市で今一番必要なことは、それは、浜田市長の改革と考えるのは、私だけでしょうか。

以上で、私の反対討論を終わります。

○議長（松川峰生君） 以上で、通告による討論は終わりました。これにて討論を終結いたします。

これより、上程中の全議案について順次採決を行います。

上程中の全議案のうち、議第12号平成24年度別府市一般会計予算に対する各委員長報告は、いずれも原案可決であります。本件については、各委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松川峰生君） 起立多数であります。よって、本件は、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第13号平成24年度別府市国民健康保険事業特別会計予算に対する委員長報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松川峰生君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第14号平成24年度別府市競輪事業特別会計予算に対する各委員長の報告は、原案可決であります。本件については、各委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松川峰生君） 起立多数であります。よって、本件は、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第16号平成24年度別府市公共下水道事業特別会計予算に対する各委員長の報告は、原案可決であります。本件については、各委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松川峰生君） 起立多数であります。よって、本件は、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第17号平成24年度別府市地方卸売市場事業特別会計予算に対する各委員長の報告は、原案可決であります。本件については、各委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松川峰生君） 起立多数であります。よって、本件は、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第18号平成24年度別府市介護保険事業特別会計予算に対する各委員長の報告は、原案可決であります。本件については、各委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松川峰生君） 起立多数であります。よって、本件は、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第19号平成24年度別府市後期高齢者医療特別会計予算に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松川峰生君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第20号平成24年度別府市水道事業会計予算に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松川峰生君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第28号別府市国民健康保険税条例の一部改正についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松川峰生君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第29号別府市介護保険条例の一部改正についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松川峰生君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第15号平成24年度別府市公共用地先行取得事業特別会計予算、及び議第21号別府市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてから、議第27号別府市保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてまで、並びに議第30号別府市印鑑条例の一部改正についてから、議第45号事務の委託の協議についてまで、以上24件に対する各委員長報告は、いずれも原案可決であります。以上24件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、以上24件は、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第2により、所管事務調査の件を議題といたします。

各常任委員会委員長から、会議規則第104条の規定に基づき、お手元に配付しております継続調査事項申し出一覧のとおり、閉会中も引き続き所管事務調査を行いたい旨の申し出がなされております。

お諮りいたします。各常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中も引き続き所管事務調査を行うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中も引き続き所管事務調査を行うことに決定いたしました。

次に、日程第3により、議第46号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてを上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・浜田 博君登壇）

○市長（浜田 博君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第46号は、人権擁護委員として、井上泰行氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

何とぞ、よろしくお願ひいたします。

○議長（松川峰生君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議第46号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、議第46号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、日程第4により、報告第1号市長専決処分についての報告が提出されておりますので、一応当局の説明を求めます。

（副市長・友永哲男君登壇）

○副市長（友永哲男君） 御報告いたします。

報告第1号は、市道上の事故外3件の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、市長において専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（松川峰生君） 以上で、当局の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切ります。

ただいまの報告は、議会に対する報告でありますので、御了承願います。

次に、日程第5により、委員会提出議案第1号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを上程議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

（行財政・議会改革等推進特別委員会委員長・河野数則 君登壇）

○行財政・議会改革等推進特別委員会委員長（河野数則 君） ただいま上程されました委員会提出議案第1号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、提案理由の説明をさせていただきます。

議員の費用弁償は、地方自治法第203条第4項の規定に基づき、条例の定めにより支給されておりますが、今回、廃止について提案をいたしました「市内旅費の費用弁償」につきましても、自宅から議事堂まで、直線で2キロメートル以上離れた議員に、最寄りのバス停から往復のバス代実費を支給するものであります。

行財政・議会改革等推進特別委員会において、議会改革の第一歩として、「市内旅費」のあり方について審議を重ねてまいりましたが、バス代の実費支給は、自家用車の利用等により現在の実情にそぐわず、議会みずからが、まずできることから実行することこそが、市民の信頼を得るものと考え、平成24年4月1日から「市内旅費の費用弁償」を廃止しようとするに伴い、条例の一部改正が必要となるものであります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いをいたします。

○議長（松川峰生君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の委員会提出議案第1号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6により、議員提出議案第1号障害者総合福祉法の制定を求める意見書から、議員提出議案第6号消費税の増税中止を求める意見書まで、以上6件を一括上程議題といたします。

まず、議員提出議案第1号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（13番・吉富英三郎君登壇）

○13番（吉富英三郎君） 議員提出議案第1号は、お手元に配付しております意見書を読

み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

障害者総合福祉法の制定を求める意見書

平成20年10月、障がいのある人に応益負担を課す障害者自立支援法は違憲であるとした「障害者自立支援法訴訟」が全国一斉に提訴され、国は、訴訟原告団・弁護団に話し合い解決の呼びかけをし、協議を重ねた結果、平成22年1月に、国が反省の意を表明した「基本合意」が交わされ、障害者自立支援法の廃止が約束された。

また、内閣総理大臣を本部長とする障がい者制度改革推進本部が平成21年12月に発足し、障がいのある当事者の参加のもとで障害者基本法の改正、障害者総合福祉法への提言に向けた論議が交わされてきた結果、平成23年8月に「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」が55人の総合福祉部会員の総意で取りまとめられた。

この提言は、1、障害のない市民との平等と公平、2、谷間や空白の解消、3、格差の是正、4、放置できない社会問題の解決、5、本人のニーズに合った支援サービス、6、安定した予算の確保の六つを目標とし、障害者総合福祉法に求めている。

これらの内容は、障害者の権利に関する条約の第19条にある「すべての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を認める」を具現化するものであり、決して特別な権利を求めているわけではない。

以上の観点から、国及び政府におかれては、障害者総合福祉法の確実な成立・施行に向け、下記の事項について要請するものである。

記

- 1 「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」を尊重した障害者総合福祉法を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月23日

大分県別府市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(松川峰生君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第1号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第2号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(4番・野上泰生君登壇)

○4番（野上泰生君） 議員提出議案第2号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

介護保険制度の抜本的改革を求める意見書

介護保険制度は、施行から12年が経過し、この間、介護サービスを提供する基盤は急速に整備され、介護を必要とする本人及び家族を支える制度として定着してきた。一方、介護給付に要する経費は急激に増加しており、高齢化社会の進展につれ、認知症高齢者の増加や老老介護など新たな課題も発生している。

これらの問題に対し、国は、介護保険事業計画の基本方針において、介護サービスを利用する高齢者等を取り巻く環境等に対応するよう、医療、介護を初めとした地域におけるさまざまなサービスの関係者が連携し、きめ細かな支援を行う地域包括ケアシステムの構築を求めている。

こうした国の方針に沿い、各地方自治体においても、地域の事情に応じた介護予防活動や認知症対策等のさまざまな施策に取り組んでいるものの、利用者の増加及びサービスの充実に要する経費が増大し続けており、被保険者及び地方自治体の負担は増加の一途をたどり、今後も地域で暮らす住民の生活に与える影響が大きくなることが予想される。その結果、介護保険制度を維持するための給付と負担のバランスの確保を、被保険者及び地方自治体が現状の制度のもとでは維持することができなくなりつつある。

よって、国及び政府におかれては、介護保険に関する財政の安定運営並びに地域に暮らす人々が将来に不安を持つことのないよう、持続可能な介護保険制度とするために、下記の事項について介護保険制度の抜本的な改革を強く求める。

記

- 1 各地方自治体に取り組んでいる地域包括ケアシステムの維持及び被保険者の多様化したニーズにこたえるために、今後、国が担うべき支援策の確立を早急に検討すること。
- 2 介護保険制度を安定的で持続可能なものとするため、第1号被保険者負担率の軽減並びに市町村負担率の軽減を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月23日

大分県別府市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（松川峰生君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第2号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。
次に、議員提出議案第3号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(8番・荒金卓雄君登壇)

○8番(荒金卓雄君) 議員提出議案第3号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

若者雇用をめぐるミスマッチ解消を求める意見書

2008年の金融危機以降、とりわけ若者の雇用は厳しい状況が続いており、昨年、東日本大震災に加え、超円高に見舞われ、さらなる悪化が懸念されます。

日本は、技術立国として知られていますが、少子高齢化の進展により担い手の育成は急務で、前途有望な若者たちに活躍の場がないことは、社会全体にとっても大きな損失です。さらに、長引く景気低迷は、若者の正社員への道を閉ざし、現役学生が安定を求めて大企業志向を強める一方、就職できなかった者は、職業能力向上の機会が著しく失われ、仕事の本質的な魅力に触れる機会も少なくなります。

このような状況の中、若者雇用の非正規化が進む要因の一つとして、「情報のミスマッチ」が挙げられます。それは、多くの中小企業がハローワークを通じて求人する一方、学生側は就職支援サイトを多用しているというミスマッチです。また、中小企業の情報が乏しいために、それが学生の大企業志向を助長させ、雇用のミスマッチを生んでいるとも言えます。

よって、政府は、若者の雇用をめぐるミスマッチ解消のため、下記の項目を迅速かつ適切に講じるよう強く求めます。

記

- 1 ハローワークと就職支援サイトの連携強化で、中小企業に関する情報提供体制の充実を図ること。
- 2 企業現場での実習(OJT)を行う「有期実習型訓練」を実施する中小企業に対する助成金制度を拡充すること。
- 3 ジョブカフェ強化型事業や「ドリームマッチ・プロジェクト」の継続、または同様の取り組みの拡充を図り、学生と中小企業の接点を強化すること。
- 4 地域の中小企業と関係団体が協力し、新入社員への基礎的な職業訓練・能力開発を一体的に実施するなど、中小企業への定着支援の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月23日

大分県別府市議会

内閣総理大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(松川峰生君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第3号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第4号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（10番・市原隆生君登壇）

○10番（市原隆生君） 議員提出議案第4号は、お手元に配付いたしております意見書を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

父子家庭支援策の拡充を求める意見書

父子家庭が年々ふえており、多くの父子家庭も母子家庭同様、経済的に不安定で、子育て等でも多くの課題を抱えています。父子家庭と母子家庭では、行政による支援の内容に大きな差があります。

児童扶養手当法改正により平成22年8月1日から、母子家庭の母を支給対象としていた児童扶養手当が、父子家庭の父にも支給されることとなりました。しかし、このほかにも、母子家庭が受けられる行政による支援制度（就労支援や技能習得支援、福祉資金貸付金、自立支援給付金など）の多くが、父子家庭では受けられません。

よって、政府におかれては、対象が「母子家庭」に限られている諸制度に関して、「父子家庭」も対象とするよう改善を行うとともに、下記の項目について速やかに実施するよう強く要望します。

記

- 1 遺族基礎年金の父子家庭への拡充策として、死別の父子家庭の父においても支給対象とするとともに、父と子がともに暮らしていても、子に遺族基礎年金が支給されるよう改正すること。
- 2 母子寡婦福祉資金貸付金、高等技能訓練促進費事業及び特定就職困難者雇用開発助成金の対象を父子家庭にも拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月23日

大分県別府市議会

内閣総理大臣

総務大臣

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣（男女共同参画） 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（松川峰生君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第4号については、原案のとおり決することに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(松川峰生君) 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。
次に、議員提出議案第5号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(1番・森 大輔君登壇)

- 1番(森 大輔君) 議員提出議案第5号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

「協同労働の協同組合法」の速やかな制定を求める意見書

日本社会における労働環境の大きな変化の波は、働くことに困難を抱える人々を増大させ、社会問題となってきました。また、2000年ごろからの急速な構造改革により、経済や雇用、産業や地方など、さまざまな分野に格差を生じさせました。働く機会が得られないことで「ワーキングプア」「ネットカフェ難民」「偽装請負」など、新たな貧困と労働の商品化が広がっています。また、障がいを抱える人々や社会のつながりがつくれない若者など、働きたくても働けない人々の増加は、日本全体を覆う共通した地域課題であります。

一方、NPOや協同組合、ボランティア団体などさまざまな非営利団体は、地域の課題を地域住民みずから解決することを目指し事業展開しています。この一つである「協同労働の協同組合」は、「働くこと」を通じて「人と人とのつながり」を取り戻し、コミュニティーの再生を目指す活動を続けており、上記の社会問題解決の手段の一つとして大変注目を集めております。しかし、現在、この「協同労働の協同組合」には法的根拠がないため、社会的理解が不十分であり、団体として入札・契約ができないことや、社会保障の負担が働く個人にかかるなどの問題があります。

すでに欧米では、労働者協同組合(ワーカーズコープ、ワーカーズ・コレクティブ)についての法制度が整備されています。日本でも「協同労働の協同組合」の法制度を求める取り組みが広がり、1万に及ぶ団体がこの法制度化に賛同し、また、国会でも超党派の議員連盟が立ち上がるなど法制化の検討が始まっています。

雇用・労働の問題と地域活性化の問題は不離一体です。だれもが「希望と誇りを持って働く」、仕事を通じて「安心と豊かさを実感できるコミュニティーをつくる」「人とのつながりや社会とのつながりを感じる」、こうした働き方を目指す協同労働の協同組合は、市民事業による市民主体のまちづくりを創造するものであり、働くこと、生きることに困難を抱える人々自身が、社会連帯の中で仕事を興し、社会に参加する道を開くものです。

よって、国及び政府におかれては、社会の実情を踏まえ、課題解決の有力な制度として「協同労働の協同組合法」の速やかな制定を求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月23日

大分県別府市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

- 議長(松川峰生君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。
これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松川峰生君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第5号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（松川峰生君） 起立多数であります。よって、本件は、可決されました。

次に、議員提出議案第6号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（15番・平野文活君）

- 15番（平野文活君） 議員提出議案第6号は、お手元に配付をしております意見書を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

消費税の増税中止を求める意見書

野田内閣は、消費税率を2014年4月に8%に、さらに2015年10月に10%まで引き上げることを盛り込んだ「社会保障・税一体改革」大綱を閣議決定し、今開かれています国会に法案を提出しようとしています。消費税は、低所得者ほど負担の重い税金で、現行の5%から10%へ引き上げると13兆円の国民負担がふえます。雇用者報酬は内閣府の統計でも、1997年の278兆円から、2011年の244兆円に、34兆円も落ち込んでおり、「一体改革」による負担増は国民の消費購買力を一層低下させることは明らかです。

また、消費税は、利益にかかる税金ではなく、売上にかかる税金であり、価格に転嫁できなければ身銭を切るしかなく、滞納すればサラ金並みの延滞金が上乘せされます。中小企業4団体（日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会）が行ったアンケートでは、売上高1,000万円から1,500万円の小企業では71%、売上高1億円から2億円の中小企業でも50%が、「価格に転嫁できない」と答えています。消費税の増税が、中小企業の経営に深刻な打撃を与えることも明白です。

野田内閣は、「社会保障の財源確保や財政と経済の立て直しのためには、どの政権でも避けて通ることはできない」と強調しています。しかし、消費税増税により内需が一層冷え込み、かえって税収も落ち込むことになりかねません。1997年に5%に増税されましたが、政府発表の国と地方の税収決算で増税前の1996年度と2010年度を比較すると、消費税収は7.6兆円から12.7兆円に大幅に伸びていますが、税収合計は90.3兆円から76.2兆円に、14兆円も落ち込んでいます。これは、経済が冷え込めば税収も落ち込むことを示しています。国民の暮らしを豊かにし、内需主導の経済政策に転換する以外に道はありません。

よって、国及び政府におかれては、下記の事項について強く要望します。

記

- 1 消費税の増税計画を撤回すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月23日

大分県別府市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財 務 大 臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(松川峰生君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第6号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松川峰生君) 起立少数であります。よって、本件は、否決されました。

次に、日程第7により、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付しておりますように、議員派遣の申し出があります。

お諮りいたします。各議員から申し出のとおり、議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) 御異議なしと認めます。よって、各議員から申し出のとおり議員派遣することに決定いたしました。

なお、やむを得ない事情による変更、または中止については、その決定を議長に委任していただきたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) 御異議なしと認めます。よって、やむを得ない事情による変更、または中止については、その決定を議長に委任することに決定いたしました。

次に、日程第8により、議会運営委員会委員の辞任に伴う委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、

2番 三重 忠 昭 君

4番 野 上 泰 生 君

8番 荒 金 卓 雄 君

9番 松 川 章 三 君

12番 猿 渡 久 子 君

14番 黒 木 愛一郎 君

25番 首 藤 正 君

以上7名の方々を指名したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) 御異議なしと認めます。よって、以上7名の方々を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時49分 休憩

午前11時56分 再開

○議長（松川峰生君）再開いたします。

議会運営委員会は、休憩中に委員会を開会いたしましたので、その結果について委員長から御報告願います。

（議会運営委員会委員長・首藤 正君登壇）

○議会運営委員会委員長（首藤 正君）議会運営委員会は、休憩中に委員会を開催いたしましたので、その審査結果について御報告を申し上げます。

最初に、正副委員長の互選を行いました。委員長には私、首藤正が、副委員長には荒金卓雄議員が選任されましたので、よろしくお願いを申し上げます。

引き続き、当議会運営委員会の今後の運営等について協議の結果、議会運営委員会の委員会活動は、地方自治法等の定めにより、原則的に議会の開会中に限られることになっておりますが、議会運営委員会の所管事項の中には、次の定例会の日程調整等の事項があり、これらの事項は当然議会の閉会中に処理しなければならないものであることから、議会運営委員会の所管事項のうち、次期定例会の会期等議会の運営に関する事項及び議会関係の条例、規則等、例規の改廃に関する事項並びに議長の諮問に関する事項については、全員異議なく議会運営委員会委員の任期中、閉会中も引き続き継続審査に付することに決定いたしました。

以上、先ほど開催いたしました議会運営委員会の審査結果について御報告を申し上げましたが、何とぞ議員各位の御賛同をお願い申し上げます。（拍手）

○議長（松川峰生君）以上で、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告は、議会運営委員会の所管事項のうち、次期定例会の会期等議会の運営に関する事項及び議会関係の条例、規則等、例規の制定、改廃に関する事項並びに議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会委員の任期中、閉会中も引き続き継続審査といたしたいとの報告であります。

本件については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君）御異議なしと認めます。よって、議会運営委員会の所管事項のうち、次期定例会の会期等議会の運営に関する事項及び議会関係の条例、規則等、例規の制定、改廃に関する事項並びに議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会委員の任期中、閉会中も引き続き継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、議事のすべてを終了いたしました。

お諮りいたします。以上で平成24年第1回別府市議会定例会を閉会いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君）御異議なしと認めます。よって、以上で平成24年第1回別府市議会定例会を閉会いたします。

午後0時00分 閉会

